# 広報やまのべ広告掲載に関する基準

（趣旨）

第１条　この基準は、山辺町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（山辺町告示第３８号以下「要綱」という。）第４条の規定に基づき、町が作成する広報やまのべへの広告掲載の種類、規格、掲載枠、掲載料等について、必要な事項を定めるものとする。

（規格及び掲載枠等）

第２条　広告の大きさは、１枠につき縦５０ミリメートル横８８ミリメートル以内とし、２枠（縦１枠×横２枠）を１つの広告とすることも可とする。

２　広告掲載の位置は、町が指定した位置とする。

３　広告に使用する色は限定しないものとする。ただし、紙面ではグレースケール、ホームページ画面上ではフルカラー表示とする。

（掲載単位）

第３条　掲載単位は１回とし、連続する掲載回数は最大１２回、２４枠とする。また、同一の広告主より既に申込のあった回数、枠数の内未掲載分を合算する。

（ホームページでの公開）

第４条　広報紙に掲載された広告の当町ホームページにおいて公開する期間は、掲載された広報紙の公開期間に準ずるものとする。

（掲載枠数）

第５条　同一の広告主の掲載枠数は、１回につき最大４枠とする。ただし、町は申込み枠数の状況により調整することができる。

（広告掲載の範囲）

第６条　要綱第３条第１３号に定める町長が不適当と認めるものは、次に掲げるものとする。

（１）クーポン券、割引券等、切り取って使用するもの

（２）３件以上の氏名、業者名等が記載されたもの

（３）その他広告掲載審査委員会において不適当と認めるもの

（掲載料）

第７条　掲載料は、１枠あたり広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合８，０００円、それ以外の場合１０，０００円とする。

２　第１項の規定にかかわらず、同一の広告主が連続して３枠以上の広告の掲載を希望し、かつ、広告掲載料を一括前納する場合における１枠あたりの広告掲載料は、別表１のとおりとする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（掲載料減免の回数）

第８条　同一と認められる広告主の掲載料の減免は、同一年度内最大２回とする。

（掲載料の納付）

第９条　広告主は、広告掲載料を、掲載決定後町長の指定する期日までに、一括して前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載の申込み）

第１０条　広告を掲載しようとする者及び連続掲載期間内に広告内容を変更しようとする者は、有料広告掲載等申込書に掲載しようとする版下（完全な原稿をいう。以下同じ。）を添えて、掲載を希望する広報紙発行月の前月１５日（閉庁日の場合はその前の開庁日）までに

町長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第１１条　要綱第８条第２項の規定によっても、なお、掲載を適当と認める申込みが広告掲載空枠数を超えるときは、同順位の申込みのうち掲載希望月数の多いものを優先し、それでも枠数を超える場合は抽選とする。

（補則）

第１２条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は総務課長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成２２年　３月　１日から施行する。

別表１

| | 広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合 | 左以外の場合 |
|---|---|---|
| ３枠以上７枠以下 | ７，５００円 | ９，５００円 |
| ８枠以上１１枠以下 | ７，０００円 | ９，０００円 |
| １２枠以上 | ６，５００円 | ８，５００円 |